

令和2年4月30日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和2年4月30日(木)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和2年4月30日(木)
午後2時01分
- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
塩見 佳扶子
大槻 豊子
和田 大顕
加藤 由美
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 廣田 康男
次長兼教育総務課長 牧 正博
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校教育課総括指導主事 新井 敏之
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
福祉保健部子ども政策室担当次長 山本 美幸
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題
別添のとおり

8 質問討議の概要
別紙会議録のとおり

9 決議事項
なし

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣言。

端野教育長 現在のところ傍聴人からの傍聴の申請はありませんけれども、今後もしもあれば許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

2 前回会議録の承認

端野教育長 それでは、前回の会議録の確認ということで、前回の会議録については事前に送付いたしました。異議等はありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

教育長から以下の報告がありました。

(1) 新任教員の服務宣誓式 4月3日午後1時30分市民交流プラザ

※新型コロナウイルス対策により、出席者制限の中で実施

ア 新規採用者 小学校5名 中学校5名

イ (ア) 開会

(イ) 国家奏楽

(ウ) 教育長訓示

(エ) 服務宣誓(新規採用者代表)

(オ) 閉会

ウ 教育長訓示内容

(ア) 服務義務＝義務に服する(従う) 義務＝守らなければならない規律

(イ) 服務の根本基準

(ウ) 服務宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実に公正な職務遂行を市民に対して宣言して自覚すること。

(エ) 三つの職務上の義務「服務宣誓」「法令に従う」「職務専念」

五つの身分上の義務「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る」

「政治的行為の制限」「争議行為の禁止」「営利企業等の従事制限」

(オ) 京都府教員等の資質能力の向上に関する指標について

(カ) 留意事項

a 一人で悩まない。

b 話を謙虚に聞く。

c 信用失墜行為の禁止 → 個人情報扱い、事故、セクハラ等

d 社会人としての常識 「身だしなみ」と「おしゃれ」

e 明るく 元気な先生に

1点目は、本年度新任教員ですが、市立学校に小学校5名、中学校5名、合計10名の新任の教員が配置されました。例年のとおりですが、4月3日午後に市民交流プラザで、コロナ対策をした中で、必要最低限の内容、時間で行いました。そこに書きましたように10名です。次第については開会、国家奏楽と書いてありますが、これも声を出して歌うということができませんので、斉唱はせずに曲を流しました。訓示、服務宣誓を行い、すぐに閉式となりました。

私のほうからは、そこに（ア）～（カ）まで書きました。

服務宣誓ということですので、なぜ服務義務が必要なのか、従わなければならないのか。そういった話を改めて話をさせていただきました。あと、留意事項ということでは、そこに書きましたようなことを初めに話をさせていただきました。

例年であれば、この後は第1回目の初任者研ということで担当指導主事のほうから指導、話等もありましたが、今年度についてはこの服務宣誓のみで終わりました。

（2）新型コロナウイルス感染拡大防止の取組

ア 新型コロナウイルス感染症の対応した臨時休業の実施に関するガイドライン （4月7日改訂）

《臨時休業の実施にかかる考え方》

（ア）児童生徒または教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方

- a 感染者の校内での活動の態様
- b 接触者の多寡
- c 地域における感染拡大の状況
- d 感染経路の明否等を確認の上、総合的に考慮して必要性を検討

（イ）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

「感染拡大警戒地域」においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢とする。

イ 緊急事態宣言の発出（全国に）4月16日（木）

（ア）7都道府県に緊急事態宣言（4月7日）加え、6府県（京都府含）に特定警戒都道府県の位置づけ

- a 「外出自粛の要請」「すべてのイベント開催自粛」「施設使用制限（休業）の要請」

（イ）府立学校の臨時休業措置（中丹以北）を適用 期間は4月21日（火）～5月6日（水）

（ウ）市立学校も臨時休業 期間は4月21日（火）～5月6日（木）学校見守り+給食提供

（エ）府立学校の臨時休業措置延長5月7日（木）～5月31日（日）感染状況に応じて短縮・延長有

（オ）市立学校の臨時休業措置延長

ウ 対策会議の組織

（ア）新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

（イ）京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

（危機管理部災害対策課・健康福祉部健康福祉総務課）

（ウ）中丹地域新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年4月8日（水）設置 本部長は綾城 振興局長

「医療チーム」→綾部市・福知山市福祉保健部長、舞鶴市健康こども部長

「市町村支援チーム」→綾部市・福知山市危機管理監、舞鶴市市長公室長

- (エ) 福知山市新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長 大橋一夫市長）
- a 令和2年3月7日設置 以後4月27日で29回開催
 - ・4月8日（水）午前0時～新型新フルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言（4月7日）に伴う新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（本部長 大橋一夫市長）
- (オ) 給食提供機能の活用
- 「こどもの居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたい。」
- （国のガイドライン 4月7日改訂）
- (カ) 感染拡大のための基準は「児童生徒の安心・安全の確保」
- 「国のガイドライン」「京都府・京都府教育委員会の方針」等に則り、本市立学校の状況を適切に判断し、今後の学校教育の取組を進める。
- a 「カリキュラムマネジメント」「組織マネジメント」が重要な時
 - b 「予防と備えは最大の危機管理」＝未知の危機への対応＝
 - c 「主体的・対話的・自問自答」の対応を要する。
- (キ) 二回目の市立学校臨時休業措置 4月21日（火）～5月6日（水）
- a 「学校見守り」+給食の提供
（4月24日、27日、28日、30日、5月1日）
 - b 「学校見守り弁当」への切り替え、提供5月11日（月）～業者は「ふくし」
希望者は事前登録し注文
 - c 「放課後児童クラブ」は通常に実施
 - d 学校教職員の在宅勤務の実施に向けて（見守り、弁当との関連）
- (ク) 文科省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」4月10日
- a 臨時休業中の家庭学習を学習評価の対象にできる。
 - b 家庭学習の成果が十分であると校長が判断した場合、教育活動再開後にその指導内容を授業から省くことができる。

それから、先ほど申し上げましたが、コロナ関連の経過等を書きましたので、またご覧ください。感染拡大防止の取組ということで、4月7日に改訂版でガイドラインが国から出ました。特に臨時休業の実施に係る考え方。該当校の臨時休業の仕方、それから地域一斉の休業の仕方等の考え方であります。

また、国の緊急事態宣言が出されましたが、それにプラス6府県が追加をされて特定警戒都道府県に、この京都府も加えられ、そういう中で緊急事態宣言が発せられました。そこで、今日4月30日現在は、初めの臨時休業期間で5月6日の連休までの臨時休業中ということになります。さらに、この間、5月7日から連休明けの措置についても延長ということで、5月末、京都府立学校等と同じく各市立学校についても同じような取り扱いになりました。ただ、府内市町村全てが同一ということではありません。中には日が違う、そういう市町もあります。福知山市については、5月7日から5月31日日曜日ということ。若干表現が29日と31日という違いはありますが、土日週休日も含めてということは、31日日曜日まではもう部活やら何やらの行事やら、子どもの集まりとか、全てをやらないでくださいという休業ということになり、31日の日曜日までと府は表現をされています。市立学校については同じ考え方ではありますが、休業ということで、学校の授業日29日金曜日という表現をした場合もあります。同じ取り扱いということで理解をお願いしたいと思います。5月末までということ。それに

関わってさまざまな課題は出るわけですが、その辺りについては、またこれから報告等もさせていただくかと思えます。それから、あと対策会議が、国、府、中丹、本市で、それぞれ組織されており、その辺りを書かせていただいております。

それから、福知山市新型コロナウイルス感染症対策本部、本部長は大橋一夫市長になり、現在は会議が連日あります。3月7日に設置されて以来、この間の4月27日で29回、週に3回平均で、月水金の午後4時からということで、そのペースで各会議は行われています。中身は、その都度の状況報告をし、特にPCR検査が行われた、その結果、市の各施設、場所等の閉鎖の期間とか、閉鎖するのがよいのか悪いのか、そんな協議等です。

また、これは国のガイドライン4月7日改訂版に、後のほうに給食提供機能の活用があり、子どもの居場所確保に当たって給食調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つというふうに記されております。

感染拡大防止のための基準については、これはあくまでも児童生徒の安心・安全の確保に変わりありません。そこに書きましたことですが、特にこういう中で、それぞれの取り組みを進める中で、日々強く感ずることは、「カリキュラムマネジメント」「組織マネジメント」が非常に重要な時、日ごとに重要さが増していきます。これからは、非常に大事な中身です。

それから、「予防」と「備え」は最大の危機管理です。特に今回は未知の危機への対応が必要です。これまで私たちは子どもたちに新しい学習指導要領の中で主体的、対話的で深い学びを子どもたちに求めていましたが、それこそその力がわれわれに求められていると思えます。

それから、2回目の市立学校臨時休校措置、これが先ほど言いましたとおりです。5月6日までが、さらにそれが延びて5月末までとなるわけです。5月6日までの2回目の休業措置期間での福知山市の取組みは、1つは学校見守りであり、朝から昼過ぎまで行い、その後に放課後児童クラブにつなぐわけです。その時に子どもたちに給食の提供を、市長からの施策として実施しました。そこに書きましたように4月24日、27日、28日、30日、5月1日、合計5回の給食提供を行うということになり、明日が最終になるわけです。

食数は、事前に登録注文数を計画して、給食を食べることになります。

給食センターでの調理、作業も大変にお世話になります。調理から配膳そして配送を大変お世話になったと思えます。食数は、大体400食程度の提供になっています。

それから、今度は5月11日から休業延長になりましたので、この期間をどうするかです。いつものような給食提供で給食準備や配膳が、感染防止で緊急事態が出ているときでもあり、本当にそれでよいのかとも思えますので、弁当持参でなく、業者弁当を学校に配送してもらいます。値段については、通常の給食費よりは若干高めになるわけですが、その辺りについては市の補填もさせていただくということで弁当ということになっています。

これについても、事前に登録、注文をし、食数を出して、一旦注文すれば食べても食べなくても、注文数が学校に配送されることになります。日々注文数が変わるということでは対応不可能となります。

ただ、緊急事態がいつまで続くのか、臨時休業をいつまでするのかに関わって、この弁当提供の期間についても若干変更が出てくるかも分かりません。

それから、そういった取組と併せて、ご存じのとおりこの市役所もそうですし、府もそうですが、既にもう警察とか府立学校等も行っている。職員の在宅勤務の問題が、進められています。同じくこの市立学校の教職員についても、この取組の試行の段階に入っています。

ただ、在宅勤務で半分なり3分の1の教職員数の学校で、給食なり弁当配置をするとい

うことについては、人数を減らしつつ、そこに業務を増やすということであり、アクセルとブレーキの、どちらも踏んでいることとなります。けれども、在宅勤務の実施に向けて、これから協議を進めていくという段階になります。

それから、放課後児童クラブについては、通常の開所になっています。全国的に見ると、保育所なり、またこの児童クラブについては、休止なり、または縮小になった地域もあります。そういう中で、本市の児童クラブについても、さらにこの緊急事態が進んでいけば、必要不可欠の家庭のみの子どもたちの預かりをするという協力依頼を家庭地域にもしていくことも、一方では持っているというところではあります。

それをいつ出し、本当にそれを使うのか、使わないのか、これも先々は分からないわけですが、そういう方向での考え方もあるということになります。

それから、これは学校本来の柱の部分になるわけです。文科省の通知として4月10日付の「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」、休業期間中に休んで登校できない、その子どもたちの学習提供をどうするのかという問題です。

主には次の点です。1つは、臨時休業中の家庭学習を学習評価の対象にできること。休業中に家庭学習の課題を出し、その学習の結果をもって評価の対象にできると。2つは、家庭学習の成果が十分であると校長が判断したら、臨時休業明けの教育活動再開時の学習指導の中身から省くことができること。そういう措置ができると書かれています。言葉では簡単に言えますが、なかなかこれも難しいこととなります。以上で報告を終わります。

(3) 年度当初の部内会議・拡大事務局会議での指示・依頼内容

《部内会議》4月3日午後2時30分～

(ア) 教育委員の交代 4月1日～

(イ) 新年度を迎えるにあたり

a 新体制の確立 → 16名の入向・採用 引継ぎと支援

b 中立性・継続性・安定性 → 市立学校、市長部局との連携

c 変化の時であり、次への見通しを

・基準の改定、働き方改革、新教育のまち福知山「響」プラン策定
大江地域学校統合、GIGA、長寿命化、学校跡地活用、校務支援システム
学校教育と社会教育（公民館、PTA、学校運営協議会）

d 危機意識と危機管理

e 人材育成、人材開発

(ウ) 配慮事項

「接遇」「挨拶」「整理整頓」「健康管理」「気持ちの良い環境」

《拡大事務局会議》4月16日午前9時30分～

4月3日に部内会議ということで、部課長さん方をお願いをした件です。教育委員さんが代わられたこととなります。

2点目に、新年度を迎えるに当たっての、そこでのお願い事項です。特にCのところの、変化の時であり、次への見通しをお願いしたいということです。学習指導要領（基準）の改訂、働き方改革、新教育のまち「響」プランの策定、大江地域の学校統合、GIGA構想、長寿命化の問題、学校跡地活用、校務支援システム、それから、学校教育と社会教育で、特に公民館やPTAやコミュニティスクールの学校運営協議会等々。各部または各課、各部署で、具体的に、計画的に進めるようなお願いをしました。

あとは、危機意識なり危機管理の問題と、人材育成、人材開発の問題です。

3点目は、配慮事項になり、接遇の問題、挨拶、整理整頓、健康管理、気持ちの良い環境と、このようなお願いをさせていただきました。

あと別添の事務局会議の資料と付けておりますので、それらについてはまた御覧いただけたらと思います。

報告については、以上です。

御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

4 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき説明～

No. 1 河川愛護に関する作文募集

No. 2 みわこどもまつり

No. 3 こども竜王戦福知山将棋大会

No. 4 子育てセミナー

No. 5 第69回福知山市クラブ対抗陸上競技大会

No. 6 第71回福知山市陸上競技選手権大会

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。主に中止とか保留中となっていてい事業があります。

和田委員 通常の業務以外に、コロナの対応に事務局の皆さんは一所懸命に頑張っていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

この後援承認について、どうこういうものではございませんけれども。皆さんが常に日々頑張っているというところが、コロナの関係の取組、また市の取組に対する方針みたいなものがホームページに出ております。そのような取組が、この後援承認書の中に添付されているのか。それとも、1から6までの本事業の実施に当たっては、万一事故、災害、トラブル等は責任者の問題ですよという、それだけで終わっているのか。それを教えていただきたいと思います。

八瀬生涯学習課長兼中央公民館長

ただ今和田委員からご質問がありました後援承認に関わりましては、今回の後援の承認申請につきましては3月の16日から19日以内の期間の中で出されましたものでございます。もう既に新型コロナウイルスの拡大防止対策等さまざまな形で注意喚起が行われておるところでございますし、市のほうでもそのような方針の下に進めてきたものでございます。そのような状況の中で、後援申請を出された際には、イベントの中身の状況に応じましてまず口頭で、人が密集するような状況、いわゆる3密を解消というか、そのようにならないような形で開催をお願いすると。その対策をお願いするというところで、まずは申請を出された際にお話をさせていただいているところです。その上で、後援申請の中身についても審査をさせていただき、承認をさせていただいているところです。その承認の際には、お手元のほうにご用意をさせていただいております国が発出しましたイベントないし集団感染、集団発生の防止に関わるような協力のチラシ、リーフレット等を印刷して、お渡しをさせていただき、改めてその内容につきまして注意喚起をさせていただいております。

ます。
以上でございます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいたということで、事後承認とさせていただきます。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規定の一部を改正する訓令について(教育長訓令甲)

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

それでは、会議案1の24ページをお願いいたします。

福知山市教育委員会教育長訓令甲第1号の改正になります。今回の改正につきましては、京都府立学校職員服務規定が改正になりましたことを受けまして、福知山市の規定についても改正をするということです。改正は2点で、病気休暇服務ということで、休暇に関するところが2点です。病気休暇の規定が改正になっている部分、それから特別休暇ということで災害等に対応した場合の特別休暇の改正、この2点でございました。

この表も多岐にわたっていて、表の関係で非常に分かりにくいことにはなっているんですけども。別表の1ということで、25ページの2段目のところに、改正前のところにアンダーラインが引いてありますが、「結核性疾患の場合にあたっては、180日の範囲」というのが「90日」というふうに期間が変わります。それが1点、病気休暇に関する規定の変更です。

それから、特別休暇につきましては、30ページの下段のほうに(略)がありまして、(2)の部分です。改正前のところは「若しくは破壊された場合又は交通機関の事故による交通遮断等不可抗力的な理由のため本人の意思に反して勤務できない場合」、これが別立てになるような形になりまして、「地震、水害、火災等の災害によって、職員の現住所が滅失し、又は破壊された場合」ということになりまして、それが「その都度必要と認める期間」であったのが、「7日以内でその都度」という規定になります。

次に31ページをご覧ください。こちらのほうに交通機関の事故等の場合ということの規定が改めて書かれています。これについては、その都度必要な期間ということになります。

それから、次に32ページの職員が結婚する場合の規定です。「6日以内」であったものが「5日以内」ということで規定が変更になっております。こうした京都府の規定に準じた規定の整備ということで、市の規定も整備をするものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 教えてください。府が改正したので市もと、それはよく分かるんですが。

結核の180日がなくなっていますね。それから、結婚の6日が5日に変わったと。これは、結核がまず180日がなくなったというのは、結核という病気がなくなったという判断なのでしょうか。それが1点です。あと1点です。結婚の場合の6日が5日になった、これは何の理由なんでしょうか。

崎山次長兼学校教育課長

結核がなくなったというのは、180日であったものが90日という、全体に疾病の場合は90日ということで、結核も含めて90日ということです。

和田委員

それは分かりました。結核という病気が日本からなくなったので、180日が消えたというのは理解するんですけども。それも含めて90日になったというのは、言葉は悪いですけども条件が悪くなったという意味ではないんですか。結婚についても、6日が5日になったということですね。

崎山次長兼学校教育課長

もう一度確認はします。結核については、医療の進歩によりまして、治療期間が短くなったと理解しておりました。結核がなくなったわけではないです。そういうことです。

和田委員

医療が発達して、治療期間が短くなったということですか。

崎山次長兼学校教育課長

90日ということで治療期間というのが設定されたと理解しております。確認をもう一度しておきます。

和田委員

6日が5日になった理由も教えてください。

崎山次長兼学校教育課長

これも国と連動していると思います。

廣田理事

もともと国のほうは5日であって、京都府が6日に来ていた経過あります。国からもそういう休暇を見直し、先ほど休暇というか、そういう見直しの中で指導を受けたりする中で、今回のように府も変えていくということで、市も変えるという経過を聞いております。

和田委員

ありがとうございます。
直接関係あるのは学校の教職員の先生方ですので、聞かれたときに説明がきちりをつくようにだけはお願ひしたいと思います。
ありがとうございます。

端野教育長

他に質問はありませんか。

全委員

特になし。

5 閉会

端野教育長 それでは、以上で閉会となります。